

令和2年7月3日からの大雨による災害に伴う 雇用保険失業給付の特例措置について

別紙

このたびの大雨による災害により、令和2年7月4日に災害救助法が適用されたことにより、熊本労働局では、雇用保険失業給付の特例措置を下記のとおり実施します。

1 ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます。

災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます（事前の申し出や、やむを得ない理由を証明する理由は不要。）。

なお、失業の認定日を変更された方は、変更後の認定日の前日までの失業認定を一括で行います。

※ やむを得ない理由があると認められる場合には、求職活動実績は問いません。

2 他のハローワークでも失業認定の手続きができます。

災害による交通の途絶や遠隔地への避難などにより、居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

※ 受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

3 「災害時における雇用保険の特例措置」があります。

災害の時点で被災地域内の事業所で勤務していた方について、災害により一時的に離職した場合に雇用保険の失業給付を受給できる特例措置があります。

災害救助法指定地域内の事業所が、事業所が災害を直接の原因として事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、基本手当を受給できます。

- 「雇用保険に6か月以上加入している」等の要件を満たす方が対象となります。
- 勤務していた事業所から発行された「雇用保険被保険者離職票」、身分証明書（運転免許証など）、本人名義の預（貯）金通帳（カード）、写真（縦3cm×2.5cm）が必要です。ただし、受給手続きに必要なこれらの確認書類がない場合でも手続きを行うことができますので、お近くのハローワークにご相談ください。

制度利用に当たっての留意事項

本特例措置に基づいて基本手当の支給を受けた方については、休業が終了し、被保険者資格を取得しても、当該休業前の被保険者であった期間は通算されません。

ご不明な点はお近くのハローワーク又は熊本労働局職業安定課にお問い合わせください。